

移住者定着支援業務委託プロポーザル実施要領

白河市 市長公室 企画政策課

1. 業務目的

白河市への移住・転入を予定・検討している方や移住・転入した方（以下「移住者等」という。）を対象に、地域資源を活用して地域のことを楽しく学びながら仲間づくりができるワークショップ等を開催することで、白河市で暮らすことの魅力や愛着を深め、ひいては、移住や定住への意欲を一層高めてもらうことを目的とする。

また、この要領は「移住者定着支援業務」の受託者を選定するプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定める。

2. 業務委託の概要

- (1) 業 務 名 移住者定着支援業務
- (2) 業務内容 仕様書（案）（別紙 1）のとおり
なお、仕様書（案）における委託業務の内容は、現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性があります。
- (3) 業務期間 契約を締結した日から令和 8 年 3 月 19 日
- (4) 提案上限 1,879,000 円（税抜き）

3. 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 福島県内に本社、又は事務所・事業所を有し、県内で確実な業務遂行体制が確保されていること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、同法第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

4. 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案に係る様式については、白河市のホームページからダウンロードして入手すること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

5. 参加意向表明書の提出

本件に参加を希望する者は、参加意向表明書（様式１）を次のとおり提出すること。なお、説明会等は実施しない。

- （１）提出期限 令和７年５月２１日（水）午後５時まで
- （２）提出方法 電子メール
- （３）提出先 白河市市長公室企画政策課
〒961 - 8602 福島県白河市八幡小路７番地１
TEL：0248 - 28 - 5500（直通）
E - mail：kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp
- （４）その他 参加意向表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

6. 質疑受付及び回答

本件に参加意向表明を行った者で、本実施要領及び仕様書等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式２）を次のとおり提出すること。

- （１）提出期限 令和７年５月２１日（水）午後５時まで
- （２）提出方法 電子メール
- （３）提出先 白河市市長公室企画政策課
- （４）回答日 令和７年５月２３日（金）予定
- （５）回答方法 提出された質問は、参加意向表明を行った者全員に電子メールで一括回答する。

7. 企画提案書等の提出

本件に参加意向表明を行った者は、仕様書（案）（別紙１）に基づく企画提案書等を次のとおり提出すること。

- （１）提出期限 令和７年５月３０日（金）午後５時まで
- （２）提出方法 電子メール
- （３）提出先 白河市市長公室企画政策課
- （４）提出書類 企画提案書等提出書類一覧（別紙２）のとおりに

8. 企画提案の審査方法

移住者定着支援業務委託に係る選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、企画提案書の評価及び候補者の決定のため、選考委員５名がそれぞれ審査基準（別紙３）に基づき審査を行う。

（１）一次審査（書類審査）

日時 令和７年６月４日（水）予定

内容 審査基準（別紙３）に基づき、企画提案書等の書類審査を行い、評価点数の高い上位３者を選考する。

※選考結果は、企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）全てにメール及び文書で通知する。

※提案者が３者に満たない場合も書類審査により、二次審査の対象となる提案者の選考を行い、その結果を提案者全てにメール及び文書で通知する。

(2) 二次審査（一次審査上位3者によるプレゼンテーション選考）

日 時 令和7年6月9日（月）予定

※正式な日時及び場所等は、二次審査対象者に対し別途通知する。

内 容 審査基準（別紙3）に基づき審査を行い、各委員の一次審査及び二次審査の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を契約予定者として決定する。

※点数の同じ者がある場合は、選考委員会の協議により決定する。

〔 プレゼンテーションの概要 〕

時 間	30 分以内 ①提出した企画提案書に基づいた内容説明（20 分以内） ②提案書や説明内容に関する質疑応答（10 分以内）
出席者	3 名以内（本業務に携わる管理責任者及び担当者を含むこと。）
使用機器等	パソコンやプロジェクター等を使用する場合は、事前に事務局へ報告すること。なお、プロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブル、電源は市で準備する。
その他	プレゼンテーションに欠席又は遅刻した場合は、辞退したものとみなす。

※選考結果は、令和7年6月17日（火）頃、二次審査対象者全てに文書で通知する。その際、審査結果への異議申し立ては受け付けない。

※審査の結果は、白河市ホームページにて公表する。なお、公表する内容は、契約予定者の名称とする。

9. 審査項目及び評価点

審査を行うための評価項目及び配点については以下のとおりとする。

(1) 一次審査

- ・提案者の概要と実績（配点：30 点）
- ・企画提案内容（配点：70 点）

(2) 二次審査

- ・プレゼンテーション、質疑応答の内容（配点：30 点）
- ・企画提案内容（配点：70 点）

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には提案者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他、選考委員会が不適格と判断せざるを得ない事由が発生した場合

1 1. 参加の辞退について

プレゼンテーション実施までの間に、提案者の都合により辞退する場合には、持参又は郵送により、辞退届（様式 3）を提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退による不利益は生じない。

1 2. 契約の締結

- （1）契約予定者から提示された見積金額及び企画提案の内容を基本に市と協議の上、随意契約を行う。
- （2）契約予定者が参加資格等の要件を満たさないと判明した場合、その他の理由により速やかに契約締結が出来ない場合又は契約予定者が契約を辞退した場合は、市は選考委員会の審査結果における次点者と順次協議を行うものとする。

1 3. 留意事項

- （1）一次審査や二次審査に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- （2）提出書類で用いる用語は日本語、通貨は日本円とする。
- （3）提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- （4）市が本件に関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- （5）提出書類は返却しない。
- （6）提出書類に記載された個人情報、本件に関する事務に限り使用する。
- （7）本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

1 4. スケジュール

公募開始	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）
参加意向表明書の提出	令和 7 年 5 月 2 1 日（水）午後 5 時まで
質疑受付	令和 7 年 5 月 2 1 日（水）午後 5 時まで
質疑回答	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）予定
企画提案書等の提出	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時まで
一次審査（書類選考）	令和 7 年 6 月 4 日（水）予定
二次審査（プレゼンテーション選考）	令和 7 年 6 月 9 日（月）予定
審査結果通知	令和 7 年 6 月 1 7 日（火）予定
契約締結	令和 7 年 6 月下旬予定

1 5. 事務局

本件に関する問い合わせ及び書類の提出先は次のとおりとする。

白河市市長公室企画政策課

〒961 - 8602 福島県白河市八幡小路 7 番地 1

TEL : 0248 - 28 - 5500（直通）

FAX : 0248 - 27 - 2577

E - mail : kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp